

令和8年1月1日 運用開始

# 林野火災警報・注意報



写真提供：岩手県防災航空隊

これまで「火災警報」という火の使用を制限する制度がありましたが、令和7年2月に大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえ、新たに**令和8年1月1日**から林野火災の予防を目的とした**「林野火災警報・注意報」**の運用が始まります。

写真提供：大船渡地区消防組合消防本部

区分	義務・制限	対象期間	火の使用の制限
火災警報  林野火災 警報 (新設)	火の使用の制限 義務 (罰則あり)	通年	全 域
林野火災 注意報 (新設)	火の使用の制限 努力義務	1月～5月	北上市 一部区域 西和賀町 全域 (対象区域は裏面参照)

## 「火の使用の制限」について

- ① 山林、原野において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。  
(花火等、火工品を使用しないこと。)
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

## 火災警報・林野火災警報「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報は、火の使用を控える努力義務ですが、林野火災警報発令中に火の使用の制限に違反すると**消防法により30万円以下の罰金または拘留**の対象となります。

火災に関する警報・注意報を発令した場合は、消防組合HP、SNS、消防車両による巡回等で周知します。

## 北上地区消防組合消防本部

〒024-0083 岩手県北上市柳原町二丁目3番6号

TEL : 0197-64-1122 (代表)

FAX : 0197-65-5170

ホームページ



フェイスブック



インスタグラム



# 林野火災警報・注意報発令時の 「火の使用の制限」指定区域図



火災に関する警報・注意報が発令された  
ときは、次の行動を心がけましょう！

## 1. 火の取り扱いに十分注意！

- 野焼き、たき火は行わない。
- 吸殻やマッチの投げ捨ては禁止。確実に消火を確認する。
- 住宅地周辺でも、風で飛び火するおそれがあるので注意する。

## 2. 屋外作業は火気厳禁！

- 草刈り機やチェーンソーの火花にも注意する。
- 農作業、工事で火を使う場合は、中止または慎重に行う。
- 火花や熱を発する機器の周囲は除草、清掃を行う。

## 3. 火災を見つけたらすぐ通報！

- 小さな火でも「119番通報」をする。
- 位置を正確に伝えられるように、目印（道路、施設名など）を確認する。
- 無理な初期消火はせず、安全を最優先に行動する。

## 4. 延焼の危険があるときは早めに避難を！

- 強風時は火が急速に広がるのですぐに避難する。
- 消防や市・町から避難情報が出たら、落ち着いて指示に従う。
- 燃えやすい物は建物から離しておく。

## 5. 最新情報を確認！

- 消防組合ホームページや消防組合公式SNSで確認する。

## 6. 地域で声をかけ合おう！

- 一人暮らしの高齢者などにも声をかけ、安全確認を行う。
- 一人ひとり林野火災防止の意識を高める。